

# 境港市立第二中学校 いじめ防止基本方針

境港市立第二中学校

## 1 はじめに

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（『いじめ防止対策推進法』2条1項）

いじめは「いじめる側」と「いじめられる側」の2層構造ではなく、同調していたり、はやし立てたりする「観衆」、見て見ぬふりをする「傍観者」を含む4層構造であると認識している。いじめは、いじめを受けた生徒の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権問題である。全教職員が「いじめは絶対に許さない」という気迫のもとに生徒指導にあたるとともに、生徒理解の重要性を再確認し、Q Uテストや教育相談アンケート、生活リズムアンケートなどを実施しながら、生徒や保護者の嘆きにも似た声をあらゆる機会にとらえて、いつでも相談できる体制をつくる。また、『学校生活アンケート』や『いじめと心のアンケート』から実態把握に繋げていきたいと考えている。

本校では、「人権尊重の精神を根底に持ち、新しい時代を創造するための学力と社会の一員としての連帯意識を身につけ、目標に向かって積極的に努力し、チャレンジしていく生徒の育成」を教育目標としている。いじめは、重大な人権侵害であり、いじめを未然に防止するためにも、人を大切にし、人と協調し、助け合う生徒を育てることが重要であると考えます。また、些細な兆候であったとしても、いじめではないかとの疑いを持って、積極的にいじめを認知し、教職員の共通理解の元組織的な対応を心がけていく所存である。

## 2 いじめ防止に取り組むための組織

～校内体制～

○校長等管理職のもと、生徒指導主事が中心となっておこなう。

○いじめ防止等の対策のための校内組織として、本校では『境二中いじめ対策委員会』を設置しており、構成員については下記にあげる通りです。

### 【いじめ対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、人権教育主任、教育相談担当教諭、養護教諭、学年主任、該当職員（担任・部活動担当職員）、スクールカウンセラー、スクールサポーター

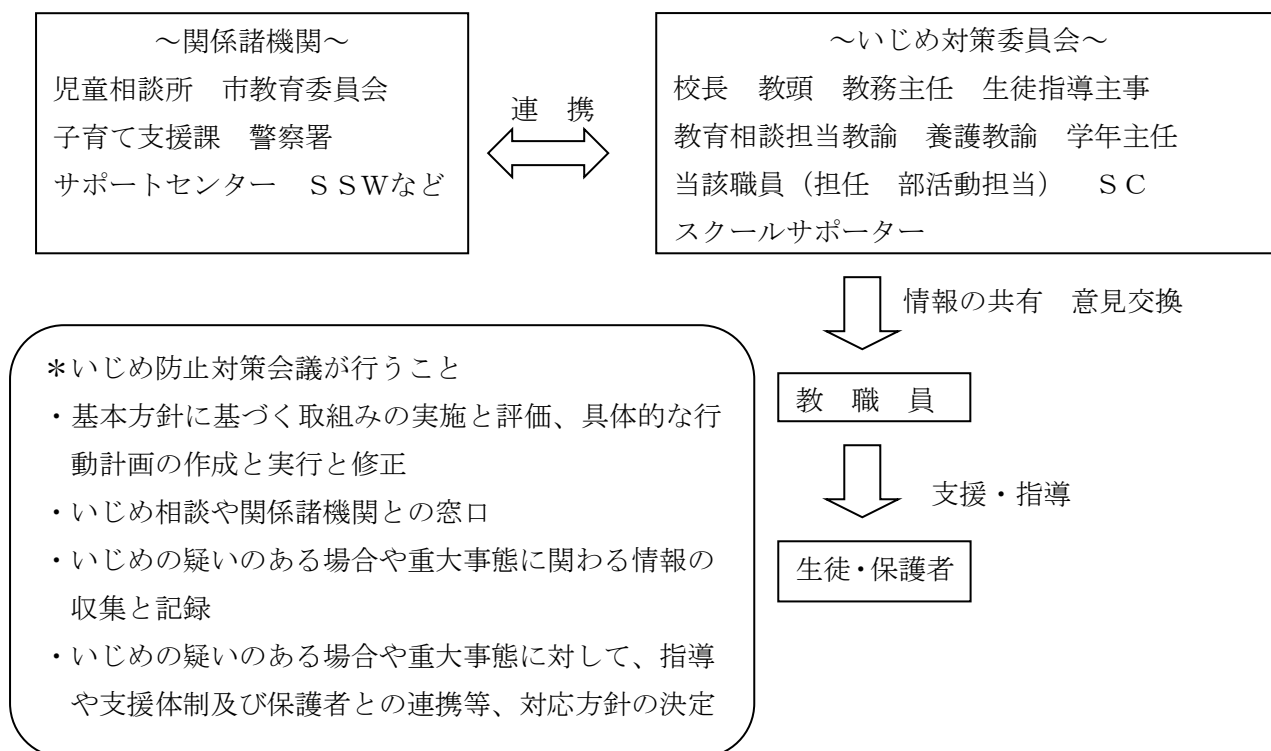
※スクールサポーター：元警察官で専門的な知識や経験を生かして、生徒の健全育成のために指導助言をしていただきます。また、必要に応じて生徒や保護者からの相談にもものっていただけます。

○本校はいじめ対策委員会の構成員にスクールサポーターにも入っていただきます。これは、事案における学校の対応について透明性を保ち、妥当性を図ると共に、被害生徒の心のケア、加害生徒へのより適切な指導や支援を直ちに行うことを目的としています。その他、事案の解決に当たっては、必要に応じて関係機関（学校警察連絡制度の活用の上から）と連携を図ると共に、対策委員会への参加を依頼することもあります。

### 【関係諸機関】

境港市教育委員会、境港警察署、サポートセンター、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、境港市子育て支援課等

## 《いじめ防止対策構造図》



### 3 未然に防止するために

～いじめの未然防止のための取組み～

#### ①基本的な考え方

いじめは生徒の心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題である。「どこでも、誰にでも起こりうる」という視点を持ち、全教職員が「いじめは絶対に許さない」という気迫のもとに生徒の指導にあたる。また、いじめは学校生活の中にとどまらず、生徒同士の人間関係から起きるもので、全教職員は、生徒理解の重要性を再認識し、生徒の発するサインを見逃さない姿勢をもつことが重要である。さらに、教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払うとともに、教職員のいじめに対する考え方や取組みについて共通理解を図ることが大切である。そこで、職員会議や校内研修の中で、定期的に各方面の取組みや報告を資料に研修を行うとともに、過去のいじめ事案をもとに事例検討会を開催する。

#### ②未然防止のための具体的な取組み

##### ○いじめに向かわない態度、能力の育成

いじめに関する指導を道徳や学級活動を通じて行うとともに、学級の実態をふまえていじめや自殺の報道を伝え、人間の尊厳や命の尊さを訴える。またアンケートや教育相談期間などを利用し、生徒と積極的にコミュニケーションを取り、日々の関わり合いの中から響き合う人間関係の構築に努める。

##### ○わかる授業づくり

言語活動を中心に据えた授業を行い、すべての生徒が「わかった」「できた」と感じる授業をすることで、生徒に学校生活の充実感を体感させる。

##### ○すべての生徒が安心・安全に過ごせる学校づくり

ゴミが落ちていたり、掲示物が乱雑になっていたりする教室では、生徒は落ちついて生活することはできない。気がついた教職員がそのときにきれいにし、落ち着いた環境をつくる。さらに、下校

後の教室に行き、机の整頓やゴミの片付けなどを行い、教室の環境整備を行うことで、生徒のちょっとした変化に気づくように心がける。

朝は生徒玄関で生徒を出迎え、昼休憩に校内を巡回し、空いている教員が他の学級や教科の授業を見に行くことで、多くの目で生徒を見守る体制をつくる。部活動や学校行事、生徒会活動などにおいても同様とする。

#### ○すべての生徒の居場所づくり、絆づくり

すべての生徒にとって、学級が居心地の良い場所になるように、学級内での話し合い活動を大切にしていく。また、係活動や生徒会活動を通して、生徒一人一人が活躍できる場を設定し、その活動を認めていくことで、生徒の自己有用感・自己肯定感を育てていく。さらに、体育祭や文化祭などの学校行事を通して、異年齢集団や同年齢集団での絆を深めていく。

### 3 いじめの早期発見に向けて

～いじめの早期発見に向けた日常の取組み～

- 朝の出席確認では、一人一人の名前を呼び、生徒の表情や行動を観察する。表情の暗い生徒や遅刻しそうな生徒、服装の乱れている生徒を確認し、積極的に声かけをする。
- 連続した欠席や遅刻は、生徒からのSOSのサインととらえ、3日以上欠席が続けば家庭連絡や家庭訪問を行う。3日連続で遅刻が続いた場合も同様とする。欠席・遅刻に敏感に！
- 昼休憩には、空いている教職員で、できるだけ校内巡視を行い、生徒の様子を確認する。
- 放課後は、生徒が下校した後、教室整備を行い、机や椅子、掲示物へのいたずらがいないかを確認するとともに、次の日に気持ちよく生徒が登校できる環境を整える。
- 「教育相談ボックス」を作成し、すべての生徒がいつでも悩みを相談できる環境を整える。

～目的に応じたチェックリストやアンケートの実施～

- 学級での所属感や自己肯定感などを確認するために、年間2回（1学期と2学期）の「QUテスト」を実施する。
- 生徒一人一人の悩みをキャッチするために、年間3回（学期に1回）の「教育相談アンケート」を実施し、それをもとに教育相談週間を設ける。
- 生活の乱れがある生徒は、学校や友達に対して問題を抱えていることがあるという認識のもと、4月に「ライフスタイルアンケート」を実施し10月に「生活アンケート」を実施する。
- 新学期が始まって落ち着いた時期や大きな行事の前後に、生徒の人間関係が変化する可能性がある。そこで、年3回（5月・9月・11月）に「いじめアンケート」を実施する。
- 月に2度程度のペースで「学校生活ふり返りアンケート」を実施し、生徒達を取り巻く環境把握のため実施する。

～いじめの早期発見に向けた体制づくり～

- 朝、生徒玄関で生徒を出迎えたり、昼休憩に校内を巡回したり、空いている教職員が他の学級や教科の授業を見に行ったりすることで、多くの目で生徒を見守る体制をつくる。
- 部活動や学校行事、生徒会活動などにおいても担当教員が一人で行うのではなく、多くの教職員が関わる体制をつくる。
- 本校では、教職員一人一人が些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに情報集約担当（本校では生徒指導主事）へ報告をし、組織的に相談する体制を構築する。

## 5 発見したいじめへの組織的な対応

～平常時～

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場に居合わせた教職員がその行為を止める。その後、すみやかに生徒指導主事や学年主任等に報告・連絡・相談する。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、早急に事実確認を行い、いじめ防止対策会議のメンバーで情報の共有をし、今後の対応を協議する。
- いじめであると判断された場合、被害生徒の心のケアを第一に考え、被害生徒やいじめを知らせてくれた生徒の安全を確保する。特に被害生徒については、担任や養護教諭、教育相談担当教諭によるカウンセリングを行い、場合によってはS Cやサポートセンターなどの関係諸機関との連携をはかる。
- 加害生徒に対しては、いじめが人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、二度と同じ過ちを犯さないように指導する。
- 被害生徒の保護者に対してはそのつど情報を提供し、保護者が学校に対して不信感を抱かないように留意する。また、加害生徒の保護者についても、連絡をして指導内容を伝える。
- いじめであると判断された際、被害生徒と加害生徒だけの問題として捉えず、すべての生徒が自分たちのこととして受け止め、道徳や学級活動、人権教育等の活動を通して、主体的に解決できる資質を育成する。

～重大事態発生時～

- 重大事態とは、以下のようなときをさす。
  - ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 重大事態発生時の対応
  - ・「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、暴力行為を止めることを最優先する。一人で制止できそうであれば、他の教職員の応援を求める。
  - ・生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
  - ・被害生徒、加害生徒からの情報収集はもちろん、観衆や傍観者などの周辺の生徒からも情報収集を行う。また、関係保護者からも情報収集を行う。情報収集・実態把握の方法は、当該生徒・保護者からの聞き取りやアンケート調査の実施とする。
  - ・集めた情報をもとに「いじめ防止対策会議」を開き、情報の集約・今後の対応の協議・関係諸機関との連携等を行う。
  - ・加害生徒に対して、二度と同じ過ちを犯すことがないように指導するとともに、その保護者へもいじめの実態や指導内容を伝える。また、被害生徒に対して心のケアを第一に考え、場合によってはS S WやS C、スクールサポーターなどの関係諸機関と連携をして被害生徒や保護者をサポートしていく。
  - ・加害生徒に対して単発の指導になることがないように、継続的に指導・観察するとともに再発防止に向けて、道徳や学級活動等を通じて全生徒へいじめ防止の啓発を行い、人を大切にし、人と協調し、助け合う生徒を育てる。
  - ・加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果をあげることが困難

と考えた場合、あるいはいじめが犯罪行為として取り扱われるものと認められる場合には、境港市教育委員会とも連絡を取り、所轄警察署と相談をして対処する。

- ・ネット上のいじめへの対応は、学校単独での対応が困難と判断した場合には、境港市教育委員会と相談をしながら対応を考える。さらに、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、生徒の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、関係諸機関の援助を求める。
- ・ライン等、閉ざされたグループでのいじめについては、ネットパトロールのみでは発見が困難であるので、普段より教職員がアンテナを高く張り、子供たちからの情報をキャッチする必要がある。

☆起り得るいじめへの対応はもちろんのことではあるが、学校はいじめにつながる行為やその他校内で起こりうる事象について一部の教職員の把握にとどまることなく、組織的による認知が機動的に行えるように、情報を集約する仕組みを構築している。本校ではその一義的な役割を生徒指導主事が担い、管理職を主とする校内体制において速やかに相談体制がとれるよう調整している。

☆基本的にいじめに係る情報が教職員に寄せられた場合、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、情報について速やかに組織で協議し、組織的な対応につなげることを考える。それに伴い、教職員はいじめが解消されるまで、継続的に見守り、具体的な支援を講じる、または行動をとることを行う。(いじめが解消している状態については、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していることとし、本校では概ね3ヶ月の継続を目安としている。)

## 6 保護者への理解啓発と関係機関との連携

○いじめ防止対策推進法の第9条では、保護者の責務において「保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」とあります。この法律では、いじめを防止するためには家庭が原点であると明記されています。今後はより一層家庭と学校とが連携することが大切です。

☆子どものサインを見逃さない

- ・子どもの表情や態度などで気にかかることがあれば、すぐに相談を。

☆心の充足を

- ・子どもの話をしっかりと聴いてあげてください。子どもたちには多くの人との関わりの中で生活しています。時には嫌なことや苦しいこともあるかもしれません。そんなときは誰かに聴いてもらえば案外すっきりして心が安定します。一方的な批判や非難にならないような聴き方をしていただくことが、お子さんの自尊感情を高め、何かあったときに一番に相談できる存在となります。

☆「いじめ」は許されないことだという家庭教育を

- ・親として子どもがいじめられるのは当然悲しいことですが、誰かをいじめていることも同様あるいはそれ以上に悲しいことです。「いじめはしてはいけない」ということを家庭でも常に話していただくことが大切です。

☆大人同士の関係を

- ・学校行事やPTA活動、地域の行事など日頃から大人同士顔を合わせる機会があります。教員と保護者との共通の想いのなか大切な生徒を支えるネットワークづくりの大切さはもちろんのこと、保護者同士のより良い関係をつくることは大切であると考えます。些細なことでも相談できる相手が身近にいることは、いざというときに、また、早期の問題解決にもつながります。大人同士がつながり合うことで子どもの安心感が育まれていくものだと信じています。

○関係諸機関との連携

- ・重大事態発生時やネット上のいじめなどにより学校単独での対応が困難と判断した場合、境港市教育委員会に連絡を取り、相談する。
- ・触法行為に係わる事象について、鳥取県警察本部・境港警察署・法務局等と連携する。
- ・西部少年サポートセンター・米子児童相談所・SSW・SC等と連携し、被害生徒のみならず加害生徒や周辺の生徒、関係保護者のサポートを行う。
- ・いじめ事案発生に伴い、その行為により重大事案であると考えられる場合、児童生徒及び保護者との面接等において、第三機関としてスクールサポーター、警察署等の関係機関に同席していただくことも考慮する。